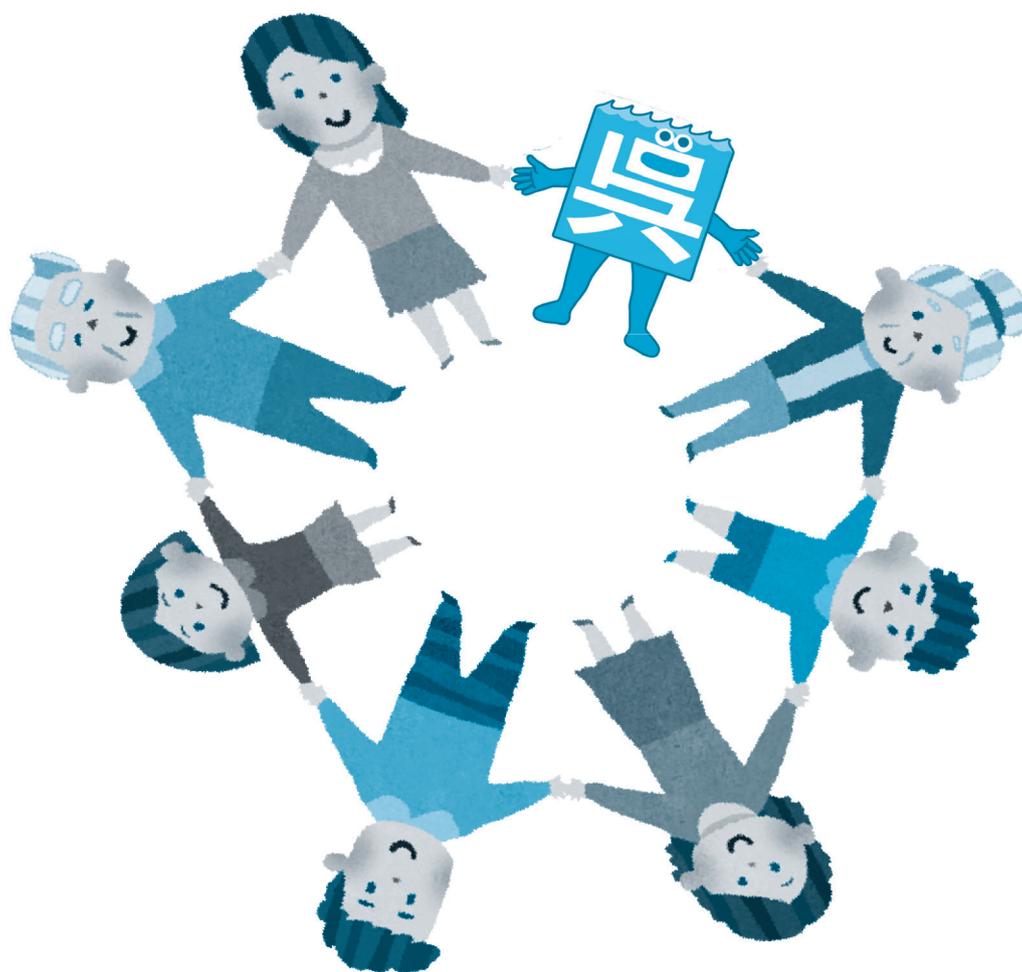


くれ男女共同参画基本計画(第3次)

改定版

～ともに奏でる あしたのくれ～



呉市

目 次

第1章 計画見直しの概要

1 計画改定の趣旨	1
2 計画見直しに当たって	1
3 計画の重点項目	3

第2章 計画の体系と内容

1 計画の体系	4
2 計画の内容	
目標Ⅰ 男女がともに、男女共同参画についての意識づくりの推進	6
目標Ⅱ 男女がともに、社会活動や意思決定過程における男女共同参画の推進	9
目標Ⅲ 男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり	12
目標Ⅳ 男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり	16

第3章 計画の数値目標

計画の数値目標	22
---------	----

附属資料

男女共同参画に関する国内外の動き（年表）	23
----------------------	----

第1章 計画見直しの概要

1 計画改定の趣旨

国においては、平成11年6月に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)を制定後、3次にわたる基本計画に基づく取組を行い、平成27年12月に第4次男女共同参画基本計画を策定しました。また同年9月に施行された、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」といいます。)を制定し、市町村は第6条第2項においては「市町村推進計画」を定めるよう努めることとされています。

広島県においても広島県男女共同参画推進条例(平成13年広島県条例第42号)及び広島県男女共同参画基本計画を定めており、国・県ともに男女共同参画社会の実現を推進しています。

呉市では、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目的として、平成25年3月に「くれ男女共同参画基本計画(第3次)」(実施期間:平成25年度~平成34年度、以下「第3次基本計画」といいます。)を策定し、総合的・計画的に施策を推進しています。

現計画である「第3次基本計画」の期間は10年としていますが、中間年度に当たる平成29年度に、前半5年間の施策の進捗状況を検証し、その検証結果及び社会情勢の変化を踏まえ、後半5年間においてより効果的な施策を展開するために、計画の体系の整理や数値目標等の一部見直しを行います。

2 計画の見直しに当たって

(1) これまでの取組の成果と課題

「第3次基本計画」の四つの目標に設定した各指標に対する目標値の達成状況や、平成28年度に行った「呉市男女共同参画市民アンケート調査(以下、「市民アンケート」といいます。)」の結果を基に現状を明らかにするとともに、平成23年度に実施した前回調査と比較し、この5年間の成果と課題を検証しました。

ア 市民アンケートの調査結果の概要

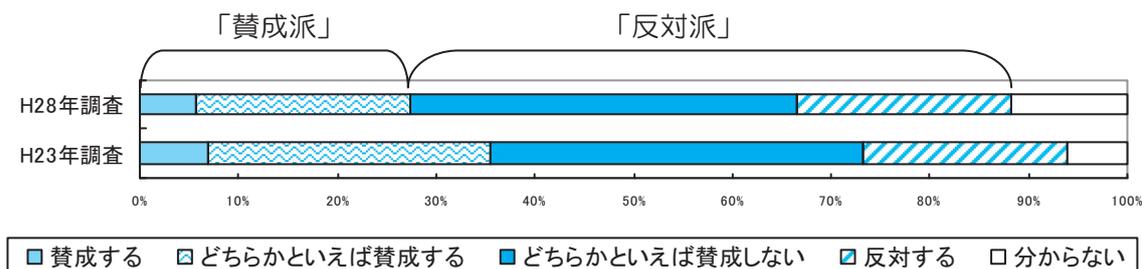
① 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「市民アンケート」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「反対する」「どちらかといえば賛成しない」が「賛成する」「どちらかといえば賛成する」を大きく上回り、その差は前回調査(平成23年度)より大きくなっていることから、性別によって分担する役割を固定化する意識は少しずつ解消されていると言えます。

しかし、家庭での役割分担を見ると、家事・育児等の大部分を「主に妻」が担っている一方、重大事項の決定や生活費を得るという役割については、「主に妻」の割合が極端に低く、依然として性別による役割分担が根強く残っています。また、こうした家庭での役割分担について、男性の93.0%が「満足している」(「どちらかといえば満足している」を含む)のに対し、女性は67.8%となっており、その差は25.2ポイントありました。

意識は変わり始めていますが、性別による役割分担の解消には至っていません。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



②男女の地位の平等感

「市民アンケート」では、男女の地位について、「平等である」と感じているのは「学校教育」で69.5%、次いで「法律や制度」が40.7%、「地域活動」が37.9%でした。

指標の一つである「社会全体で男女の地位が平等だと思う人の割合」は男性が23.1%、女性が10.9%で、その差は12.2ポイントあり、中間の目安としていた男性35%、女性20%の目標値にはいずれも到達していません。

③「仕事と生活の調和」

女性が職業をもつことについて、前回調査と顕著な変化はありませんが、「出産退職型」が3.5ポイント減少し、「職業継続型」が3.0ポイント増加しています。しかし、最も多いのは「家事優先型」の33.2%で、性別では、女性が36.2%、男性が29.4%でした。

子育てに関しては、「父親が育児を行うことは当然だ」が70.9%で最も多く、父親が育児に参加することは子どもにも父親自身にも良い影響を与えると考える人の割合も高くなっています。

④政策・方針決定過程への女性の参画

政策・方針決定過程への女性の参画状況に関する各指標のうち、「女性の管理職がいる事業所の割合」、「女性の単位自治会長の割合」については、やや改善が見られます。しかし、「女性委員のいない審議会数」、「審議会等委員に占める女性の割合」、「市の管理職に占める女性職員の割合」はむしろ低くなっています。

また、管理職への昇進意向について、「どのような状況でも昇進したいと思わない」という女性は男性を上回っていますが、「管理職に昇進したくない」と答えた人の中で「家族の理解・協力があれば昇進したい」と考えている女性は27.3%で、男性の2.3%より25ポイント高く、「育児・介護などが必要なくなれば」については女性が15.7%で、男性の3.1%より12.6ポイント高いことが分かりました。

①～④に見られるように、性別によって役割を固定化する考え方（固定的性別役割分担意識）が女性の社会参画や男性の家庭生活への参画を困難にするなど、個人の行動や生き方の選択を狭める要因となっています。このことから、男女共同参画に関する意識改革を促し、男女が共に仕事や家事、子育て、介護、地域活動に主体的に参画し、役割を果たすとともに責任を担うことができるよう支援を行っていくことが重要です。

⑤女性に対する暴力

配偶者や恋人間における「手でぶつ・殴る」、「殴るふりをして脅す」という行為について、「暴力だと思う」人が前回調査より増えており、警察におけるドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数は増加していることから、DVに対する認知度は高くなっていると言えます。

しかし、「市民アンケート」では、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人が6割を超えており、引き続きDV防止に向けた意識啓発と相談窓口の周知に取り組む必要があります。

イ 計画の進捗状況

現計画に掲げた平成29年度までの「中間の目安」として定めていた平成29年度までの目標数値を上回った指標は、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉と内容を知っている割合」及び「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数の市内企業数」が挙げられ、この分野では一定の成果を上げたと考えられます。しかしながら、多くの分野で中間の目安までに至っていない状況であり、その問題点や課題に対応するよう計画を見直します。

(2) 計画の位置付け

第3次基本計画の策定後に行われた法改正等や社会情勢の変化に伴う課題に対応するよう実施事業について見直します。また、目標Ⅱ、目標Ⅲは、「女性活躍推進法」の制定により法の趣旨や考え方を踏まえた取組を実施していく必要があるため、女性活躍推進法第6条第2項に基づき「市町村推進計画」として位置付けます。

3 計画の重点項目

改定後の計画の推進に当たっては、「2 計画の見直しに当たって」で示した市民アンケート調査の結果を踏まえて、引き続き次の(1)～(3)の項目を重点的に取り組むとともに、国の動向等を市の施策等に反映させていくため、新たに(4)を重点項目として追加します。

(1) 男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、個々のライフスタイルに応じた多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で個性や能力を発揮し活躍できる社会です。男性の活躍の場を職場のみでなく、家庭や地域へ拡大し、家事や育児、地域活動への参画を促進するため、長時間労働等の働き方の見直し、男性自身が持つ男性に関する固定的な性別役割分担意識の解消や、家事等の日常生活能力の獲得など、男性を対象に、学習機会の提供や啓発などに取り組みます。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに、ライフステージに応じた多様な働き方が選択でき、自らの希望するバランスで、様々な活動に参画できるようになるためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の意義が市民や事業者に浸透するよう、更なる広報・啓発が必要です。

また、子育てや介護等に主体的に関わることができるよう支援することにより、仕事と家庭、地域での生活の両立を図るとともに、定年等により退職した男女が、これまでの経験を生かして地域活動など様々な活動に参画し、生きがいのある生活を送ることができるよう、継続して取り組みます。

(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止対策の推進

男女間における暴力は、決して許されるものではなく、とりわけドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。このことを市民共有の認識とし、DV防止に向け啓発活動を推進します。また、DVの発生を未然に防ぐという観点から、若年層の間で問題になっている交際相手からの暴力、いわゆるデートDVの防止に向けた取組を推進し、お互いに相手を尊重し、対等な人間関係を構築できるよう、教育・啓発活動を行います。

(4) 女性の活躍の推進【新規】

様々な意思決定過程における女性の参画拡大は、男女共同参画社会を実現するためには極めて重要です。国においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する。」との目標を掲げ、取組を進めています。

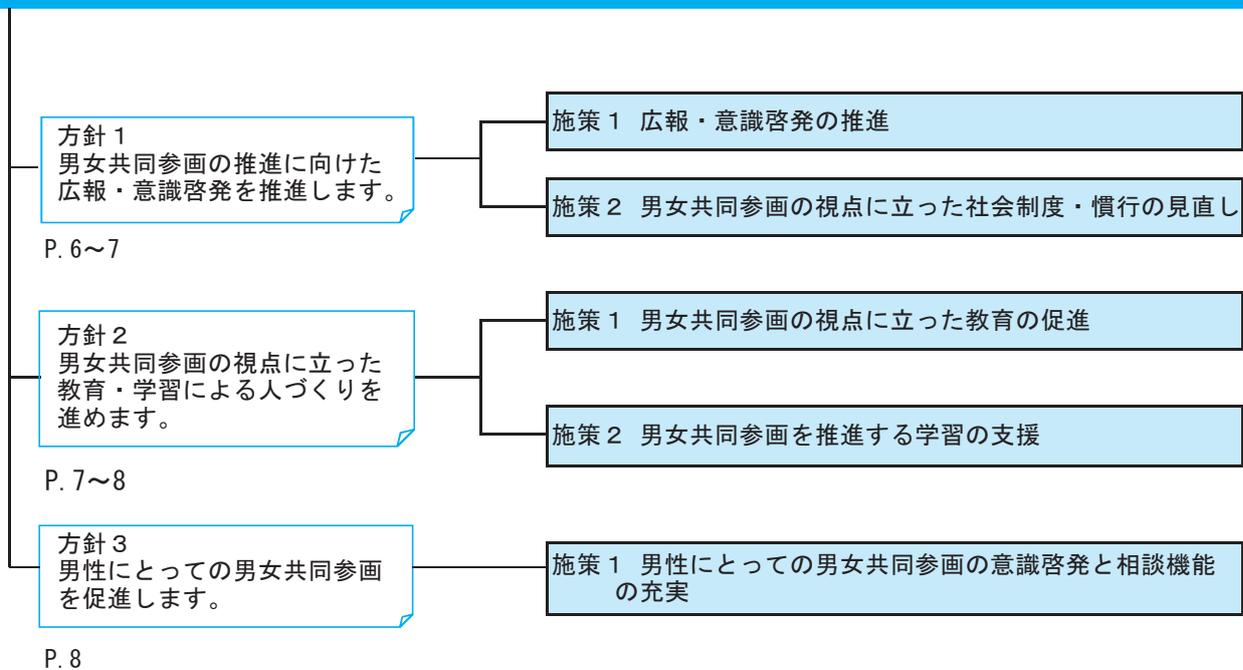
本市においても、女性の活躍推進のために、女性の個性や能力が十分発揮できるよう、家庭、地域、職場などに対し継続的に啓発や情報提供を行います。

また、働く場における女性の活躍については、その必要性、重要性についての理解を深めるとともに、男性中心型労働慣行等の変革を通じ、働きやすい職場環境づくりを進めることにより、あらゆる分野での活動を活性化できるよう取り組みます。

第2章 計画の体系と内容

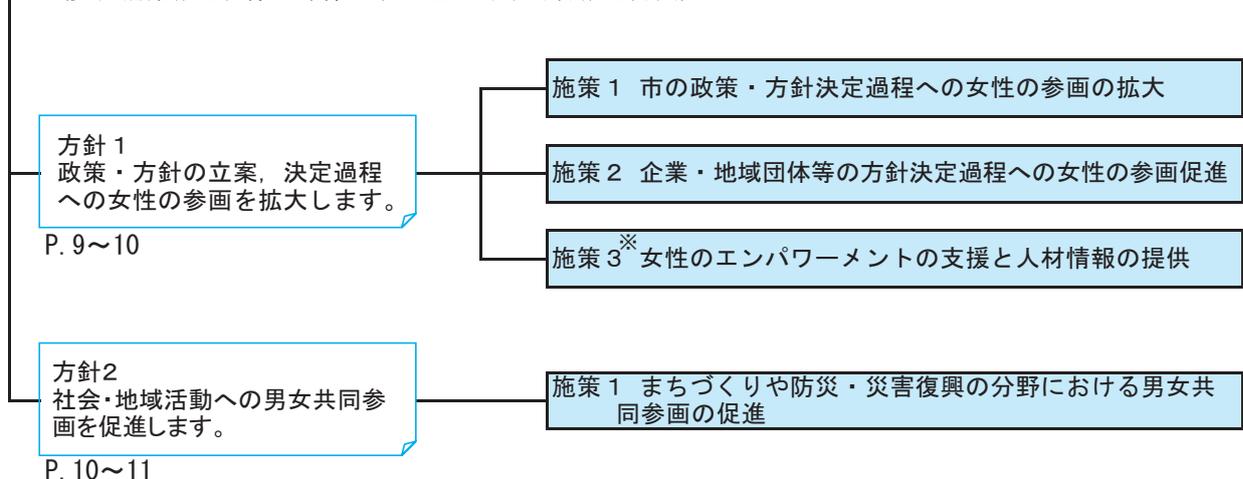
1 計画の体系

目標Ⅰ 男女がともに、男女共同参画についての意識づくりの推進



目標Ⅱ 男女がともに、社会活動や意思決定過程における男女共同参画の推進

(女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画)



* 女性のエンパワーメント (empowerment)
女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を発揮し、行動していくことを指す

目標Ⅲ 男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり

(女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画)

方針1
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を推進します。

P. 12~14

施策1 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の広報・啓発の推進

施策2 子育てや介護に対する支援

施策3 男性のための両立支援

方針2
男女がいきいきと働くことができる職場づくりを支援します。

P. 14~15

施策1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策2 多様な働き方を可能にする環境整備

施策3 働く場における女性の活躍の推進

目標Ⅳ 男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり

方針1
男女の人権が尊重されるように取組を進めます。

P. 16~18

施策1 男女間におけるあらゆる暴力の防止

施策2 ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進

呉市DV防止基本計画(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画)

施策3 メディアにおける男女の人権の尊重

方針2
健康で安定した暮らしを支援します。

P. 18~21

施策1 生涯を通じた健康づくり支援

施策2 互いの性の理解と尊重

施策3 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

2 計画の内容

目標 I

男女がともに、男女共同参画についての意識づくりの推進

方針 1 男女共同参画の推進に向けた広報・意識啓発を推進します。

性別による固定的な役割分担意識が反映された社会制度や慣行を見直し、男女が社会の対等な構成員として、様々な分野で、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会について理解を促すために広報・意識啓発を推進します。

施策 1 広報・意識啓発の推進

具体的施策の内容		担当課
①広報・意識啓発の実施	男女共同参画情報の発信や「男女共同参画週間」に合わせた講演会の実施等、男女共同参画の推進に向けた広報・意識啓発を行います。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画情報の発信 ●呉市男女共同参画週間事業 ●セミナーの開催 ●出前トークの実施（一般メニュー・子どもメニュー） など	人権センター 人権センター 人権センター 秘書広報課
②情報の収集及び提供	関連図書や行政資料等の情報を収集し、閲覧・貸出し及びホームページや広報紙等、市の広報媒体を活用して情報提供します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する資料の閲覧及び貸出し ●ホームページや広報紙等の広報媒体を活用した情報提供 ●男女共同参画関係資料の企画展示 など	人権センター 人権センター 中央図書館

施策 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

具体的施策の内容		担当課
①統計調査・研究の実施	男女共同参画に関する意識調査や実態調査等を定期的に行い、市民や事業者の意識や現状の把握に努め、施策推進の基礎資料とします。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画市民アンケート調査の実施 ●企業の取組状況調査の実施 ●年次報告の発行・公表 など	人権センター 人権センター 人権センター

②男女共同参画に関する職員研修の充実	市の職員が率先して男女共同参画社会の実現を担えるよう、職員研修を行います。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重のまちづくり推進リーダー養成研修の実施 ●職員男女共同参画セミナーの実施 など	人 事 課 人権センター

方針 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習による人づくりを進めます。

一人一人の個性を大切にするとともに、人権尊重を基盤として、男女平等に関する教育を推進するとともに、家庭や地域において男女共同参画について理解を深めることができるよう、学習機会の充実に努めます。

施策 1 男女共同参画の視点に立った教育の促進

具体的施策の内容		担当課
①男女共同参画に関する教育の促進	児童・生徒の発達段階に応じた性に関する指導や男女平等に関する教育を推進します。また、自立の意識及び望ましい勤労観・職業観を育てるため、技術・家庭科教育や職場体験学習等の充実に努めます。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●HIV・性感染症予防のための健康教室 ●思春期ふれあい体験学習 ●呉市キャリア・スタート・ウィークの実施 ●デートDV防止啓発事業 など	保健総務課 健康増進課 学校教育課 人権センター
②男女共同参画の視点に立った家庭教育への支援	家族が男女共同参画の視点に立った子育てができるよう、教育講座の開催や情報提供を行うとともに、相談体制の充実に努めます。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康づくり事業 ●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ●呉市すこやか子育て支援センター事業 ●親子コミュニケーション能力開発事業 ●男女共同参画に関する情報提供 など	健康増進課 健康増進課 子育て支援課 文化振興課 人権センター
③教職員等の男女共同参画に関する理解の促進	男女共同参画の取組を推進するため、教職員、保育士、保護者等に対する研修等の充実に努めます。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員研修の実施 ●保育士研修の実施 ●人権教育・啓発推進事業 など	学校教育課 子育て施設課 人権センター

施策2 男女共同参画を推進する学習の支援

具体的施策の内容		担当課
①男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画の推進に向けた理解を深めるため、講座の開催等、生涯を通じた学習機会を提供します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講座・教室の開催 ●人権教育・啓発推進事業 など	生涯学習センター 人権センター
②男女がともに学習に参加するための条件の整備	講座や教室等の開催に当たって、育児や仕事をしている男女が参加しやすいよう、開催する場所・時間帯の工夫、託児の実施等を行います。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●託児の実施 など	関係各課

方針3 男性にとっての男女共同参画を促進します。

誰にとっても暮らしやすい社会であることについて広く理解を促すとともに、特に男性に対して積極的な取組を推進します。

施策1 男性にとっての男女共同参画の意識啓発と相談機能の充実

具体的施策の内容		担当課
①男性にとっての男女共同参画に関する広報・意識啓発の充実	男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るため広報・意識啓発を行います。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育振興事業（子育て講座の開催） ●呉市すこやか子育て支援センター事業 ●セミナーの開催 ●男女共同参画についての情報提供 など	生涯学習センター 子育て支援課 人権センター 人権センター
②男性のための相談機能の充実	男性が仕事や家族、また自らの生き方等の悩みなどを相談しやすい体制の確立や心身の健康維持等を図ります。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●人権相談 ●市民相談 ●こころの健康相談 ●地域自殺対策緊急強化事業 など	人権センター 市民窓口課 健康増進課 健康増進課



目標Ⅱ

男女がともに、社会活動や意思決定過程における男女共同参画

(女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画)

方針1 政策・方針の立案，決定過程への女性の参画を拡大します。

政策・方針の立案や決定過程に幅広い意見を反映させるため，市が率先して審議会等委員への女性の登用を促進するとともに，企業や各種団体等における女性の参画機会を拡大する取組を支援します。

施策1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

具体的施策の内容		担当課
①審議会等委員への女性の参画の促進	審議会等委員への女性の登用を促進します。	人権センター 関係各課
	●女性委員登用率の公表 ●登用率拡大のための方策の検討 など	
②女性職員の登用と職域拡大の推進	女性職員の職域拡大，能力開発と登用を推進します。	人事課 人事課
	●女性職員の能力開発や昇任への意識向上を目的とする研修への派遣や実施 ●管理職・監督職への女性の積極的な登用 など	
③多様な段階での市民意見の募集・聴取の推進	市民意見を広く反映させるため，行政への参画機会の拡充を行います。	関係各課 秘書広報課
	●公募委員，パブリックコメントの活用 ●市政への提言 など	

施策2 企業・地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進

具体的施策の内容		担当課
①企業等の方針決定過程への参画促進	企業や各種団体等に対し，女性の能力開発等に取り組み，積極的に女性を登用するよう，女性の参画促進に向けて啓発活動を推進します。	人権センター
	●企業等への情報提供 など	

②地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進	地域団体等の活動における方針の立案や決定へ、女性の参画を促進するため、啓発活動を推進します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域団体等への情報提供 ●講演会の開催 など	人権センター 人権センター

施策3 女性のエンパワーメント*1の支援と人材情報の提供

具体的施策の内容		担当課
①学習機会の充実	女性の社会への関心と参加意欲を高めることができるような自主的な学習機会や情報を提供します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●出前トークの実施 ●女性団体・グループへの情報提供 ●セミナーの開催 など	秘書広報課 人権センター 人権センター
②人材情報の収集・提供	市民の学習支援や啓発活動推進の担い手となる人材情報を収集し、提供します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●人材情報に関する制度の周知・活用 など	地域協働課

方針2 社会・地域活動への男女共同参画を促進します。

男性や若年層の地域活動への参加を促すとともに、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、男女がバランスよく活動でき、より生活しやすい豊かな地域づくりを支援します。

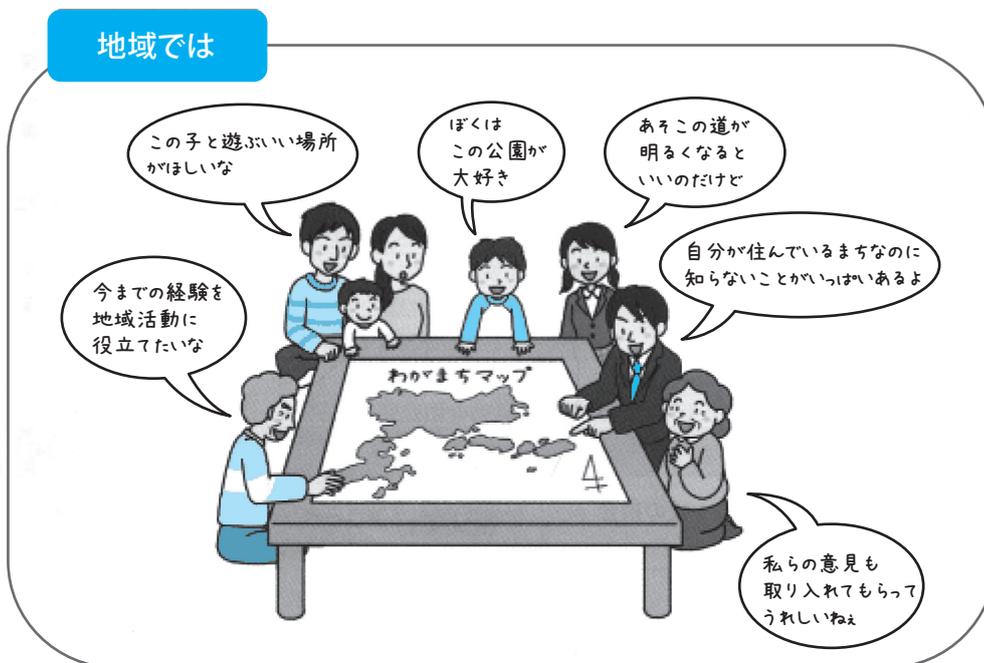
施策1 まちづくりや防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進

具体的施策の内容		担当課
①地域活動等における男女共同参画の促進	男女がともに、自治会などの地域活動やボランティア等の活動へ参画できるよう働き掛け、地域の活性化を図ります。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動を行う人への支援 ●地域活動への参画に関するセミナー等の開催 ●市民公益活動拠点の運営 ●ボランティア活動の支援 など	地域協働課 地域協働課 地域協働課 地域協働課

*1 女性のエンパワーメント (empowerment)

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を発揮し、行動していくことを指す。

<p>②防災・災害復興分野における男女共同参画の促進</p>	<p>災害時の経験を踏まえ、男女のニーズの違いに応じた防災計画の策定や災害現場における活動への女性の参画を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団活動への女性の参加促進 ●地域防災計画や災害復興体制の整備 ●防災研修の実施 <p>など</p>	<p>消防総務課 危機管理課 危機管理課</p>
<p>③環境分野における男女共同参画の推進</p>	<p>持続可能な社会の実現にとって重要な環境分野において、女性の積極的参画を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に関する講座の開催 ●環境保護活動を行う団体への支援 <p>など</p>	<p>環境政策課 環境政策課</p>



目標Ⅲ

男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり

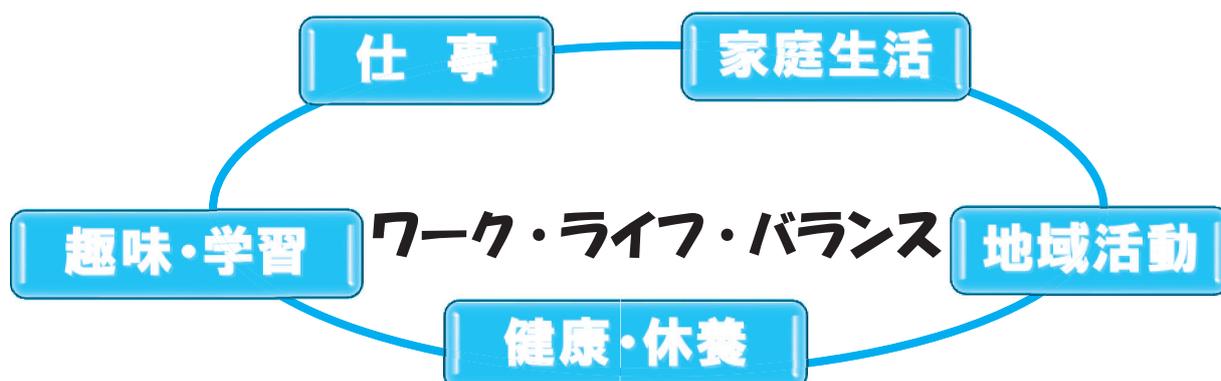
(女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画)

方針1 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を推進します。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の普及に向けて広報・啓発を行うとともに、多様なライフスタイルに応じた子育て支援や介護支援等の充実を図ります。

施策1 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の広報・啓発の推進

具体的施策の内容		担当課
①「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の広報・啓発	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」に関する広報・啓発を行い、認知度の向上と意義の周知を図ります。	人権センター 人権センター
	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会・セミナーの開催 ● 情報の提供 など	
②市における積極的取組の推進	企業等の模範となるよう、市職員の育児休業等の取得を促進するための環境づくりに積極的に取り組みます。	人事課 人事課 関係各課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修の実施 ● 情報提供や制度の周知 ● 一斉定時退庁日の徹底 など	
③育児・介護休業制度等の周知のための広報・啓発	職業生活と家庭生活を両立させることができるよう、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に基づく制度について、事業者や労働者に広報・啓発を図ります。	人権センター
	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報提供や制度の周知 など	



施策2 子育てや介護に対する支援

具体的施策の内容		担当課
①多様な保育サービスの提供	多様化するニーズに対応した保育サービスを提供します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●各種保育事業（一時保育事業（一時預り・特定保育）、延長保育事業、障害児保育事業、病児・病後児童保育事業） ●保育所の整備援助 など	子育て施設課 子育て施設課
②放課後児童対策の充実	必要な地域において放課後児童会や子どもの活動拠点を整備し、適切な遊び及び生活の場の提供、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うことにより、放課後の児童の健全な育成を図ります。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後における児童の健全な育成のための事業 など	子育て支援課
③介護サービス等の利用支援	住み慣れた居宅や地域で可能な限り自立した生活が営めるよう、介護サービス等の適切かつ円滑な利用を支援します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業 など	介護保険課
④地域の子育て・介護支援体制の充実	地域で安心して子育てができるよう、また、高齢者が地域で安心して暮らせるよう環境を整備します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●呉市すこやか子育て支援センター事業 ●子育てヘルパー派遣事業 ●呉市子育て家庭育児支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイの実施） ●子育て支援サークルネットワーク化事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●地域子育て支援センター事業 ●地域で高齢者を見守る体制の充実 など	子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て施設課 介護保険課
⑤子育てや介護に関する相談体制や情報提供の充実	子育てや介護に対する負担感や不安の解消を図るため、相談体制や情報提供の充実を図ります。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●児童療育相談事業 ●子育て支援交流事業 ●家庭児童相談事業 ●地域子育て支援センター事業 ●母子健康づくり事業 ●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ●介護相談員派遣事業 ●地域包括支援センターでの相談 など	障害福祉課 子育て支援課 子育て支援課 子育て施設課 健康増進課 健康増進課 介護保険課 介護保険課

施策3 男性のための両立支援

具体的施策の内容		担当課
①家庭生活や地域活動などへの男性の参画支援	男性が仕事と家庭生活，地域活動などを両立させ，希望する生活が送られるよう学習機会や情報を提供します。	地域協働課 地域協働課 人権センター
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動に関する情報提供や活動支援 ● 地域デビューの支援 ● 男性の家庭や地域への参画を支援するセミナーの開催など 	
②男性の日常生活能力の向上支援	男性が家事等の日常生活能力を獲得・向上できるよう，学習機会や情報を提供します。	生涯学習センター 介護保険課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常の家事等に関する講座の開催 ● 介護に関する講座の開催など 	

方針2 男女がいきいきと働くことができる職場づくりを支援します。

男女がともに，意欲と能力を十分発揮し，いきいきと働くことができるとともに，多様な働き方にも対応した柔軟な職場環境を整えます。

施策1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策の内容		担当課
①労働に関する法及び制度の周知	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年7月1日法律第113号）等の履行を確保するため，国・県等関係機関と連携して法及び制度の周知を図ります。	人権センター
	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業等の人権研修開催時や企業の取組状況調査時の情報提供など 	
②相談体制の充実	国・県・商工会議所等の関係機関と連携して，雇用に関する相談体制の充実を図ります。	商工振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用に関する相談窓口の運営補助など 	
③職場での積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を講じるための啓発	積極的改善措置の取組を促進するため，国・県等関係機関と連携して啓発を行います。	商工振興課 人権センター
	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共職業安定所（ハローワーク）との連携など 	

施策2 多様な働き方を可能にする環境整備

具体的施策の内容		担当課
①パートタイム、派遣労働等の多様な働き方への支援	国・県等関係機関と連携し、パートタイム就労等における就業機会の拡大、雇用の安定等に関して企業に啓発を行います。	人権センター 商工振興課 商工振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ●企業への啓発や情報提供 ●（公益社団法人）呉市シルバー人材センターへの支援 ●公共職業安定所（ハローワーク）との連携など 	
②両立支援に向けた企業の取組の推進	育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤務時間の短縮など仕事と生活の両立支援に係る制度の定着及び利用促進を支援します。	人権センター
	<ul style="list-style-type: none"> ●企業への情報提供など 	

施策3 働く場における女性の活躍の推進

具体的施策の内容		担当課
①女性の活躍促進に向けた職場環境の整備	働く場における男女の均等な機会と待遇の確保と、女性の活躍を促進するための情報を提供します。	人権センター 人権センター
	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者に対する情報提供 ●セミナー・講演会の開催など 	
②再就職・起業・自営業者への支援	国・県等関係機関と連携し、意欲のある起業家を育成するとともに、再就職、経営に関する知識・手法などの情報を提供します。	商工振興課 商工振興課 商工振興課 商工振興課 人権センター
	<ul style="list-style-type: none"> ●就業を支援する講座の開催 ●創業に必要な資金の融資 ●創業や新しい分野への進出等を行う企業・個人への支援 ●セミナーの開催 <p>など</p>	
③事業者、共同経営者としての女性の地位向上	女性が事業者や共同経営者として、その活動に見合う評価を受け、男女がともに経営に参画できるように支援します。	農林水産課 農林水産課 農林水産課
	<ul style="list-style-type: none"> ●農業地域活性化支援事業 ●農山村生産流通等改善事業 ●漁業地域活性化支援事業 <p>など</p>	
④女性の参画が少ない分野への選択促進	女性の参画が少ない分野への理解と関心を高めるための学習機会や情報を提供します。	学校教育課 企画課
	<ul style="list-style-type: none"> ●呉市キャリア・スタート・ウィークの実施 ●大学等と連携した事業の実施 <p>など</p>	

目標Ⅳ

男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり

方針 1 男女の人権が尊重されるように取組を進めます。

男女間のあらゆる暴力の防止等により、性別による権利侵害のない環境を整えるとともに、メディアに対しては、人権に十分配慮した自主的な取組を求めます。

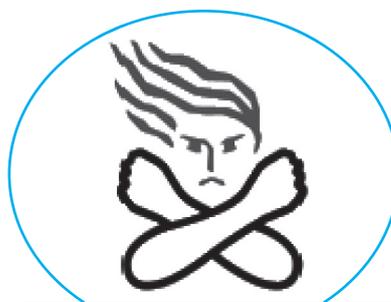
施策 2 を「呉市DV防止基本計画（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」）と位置付け、総合的かつ一体的な取組を推進します。

施策 1 男女間におけるあらゆる暴力の防止

	具体的施策の内容	担当課
①男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	DV, 性暴力, 売買春, セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）, ストーカー行為等は、重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を容認しない社会風土を醸成するために、警察等関係機関と連携して、研修・講座の開催、相談窓口の設置等の取組を進めます。 ●女性相談事業 ●人権相談の開催 ●体罰, セクシュアル・ハラスメント, パワー・ハラスメントに関する相談 ●犯罪防止教室 など	子育て支援課 人権センター 人権センター 学校教育課 学校安全課
②男女間のあらゆる暴力についての実態把握	男女間のあらゆる暴力についての実態を把握するため、実態調査を実施するとともに、関係機関との連携を深めます。 ●配偶者に対する暴力関係機関連絡会議（広島県主催）への参加 ●男女共同参画市民アンケート調査の実施 など	子育て支援課 人権センター
③誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	誰もが安心して暮らすことができるよう、家庭や地域の安全を守るための取組を進めます。 ●防犯対策事業 ●障害者の権利擁護 ●障害者虐待防止及び養護者支援 ●児童虐待防止対策の強化推進事業 ●高齢者虐待防止及び養護者支援 など	地域協働課 障害福祉課 障害福祉課 子育て支援課 介護保険課

施策2 ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進 (呉市DV防止基本計画)

	具体的施策の内容	担当課
①DV防止に向けた教育・啓発の推進	<p>DVが重大な人権侵害であることを市民共有の認識とし、DV防止に向けて理解が深められるよう、啓発活動を積極的に推進します。また、児童・生徒については、発達段階に応じて、人権尊重を基盤とした男女平等・男女共同参画に関する教育・啓発を行うとともに、デートDV等の被害者・加害者にならないために、男女が互いに相手を尊重し対等な関係を築くことができるよう教育や啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●DV防止啓発セミナー・講演会の開催 ●DV防止啓発資料の作成 ●デートDV防止啓発事業 <p>など</p>	<p>人権センター 人権センター 人権センター 学校安全課</p>
②相談体制の充実	<p>相談者に対して適切な支援ができるよう、各種窓口の連携を行い、また、相談員等の資質向上のための研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性相談事業 ●人権相談の開催 ●市民相談 ●DV相談先ミニガイドブックの作成・設置 <p>など</p>	<p>子育て支援課 人権センター 人権センター 市民窓口課 人権センター</p>
③被害者支援の充実	<p>緊急に保護を要する被害者の安全を確保するとともに、被害者の情報が加害者に知られることのないよう、個人情報の管理を徹底し、被害者の自立に向けて関係各課や関係機関が相互に連携した取組を進めます。また、被害者への支援を適切に行い、二次加害*2を防止するために、職員に対して、被害者対応に関する研修等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅優先入居 ●母子生活支援施設運営事業 ●DV家庭の子どもに対する支援 <p>●二次加害防止のための職員研修 など</p>	<p>住宅政策課 子育て支援課 子育て支援課 子育て施設課 学校安全課 人権センター</p>



「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」

*2 二次加害

相談等に携わる職務関係者等の不適切な言動等により、被害者が傷つけられ、さらなる被害を生じさせてしまうこと。

施策3 メディアにおける男女の人権の尊重

具体的施策の内容		担当課
①メディアにおける男女の人権の尊重	市の広報紙やパンフレット等において、男女の人権に配慮した表現になるよう留意します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●男女の人権に配慮した広報紙等による広報活動の実施・ホームページの運用 ●男女の人権に配慮した市の印刷物の発行など 	関係各課 関係各課
②メディア・リテラシー ^{*3} 教育の推進	メディアからの様々な情報を、人権尊重の視点に立って主体的に読み解く力を向上させるため、講座の開催等を行います。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーの開催 ●ICT(情報通信技術)を活用した授業の推進など 	人権センター 学校教育課

方針2 健康で安定した暮らしを支援します。

男女のライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、互いの性を理解して尊重し合えるよう性教育等の充実を図ります。また、社会的な援助を必要とする人や外国人等が、地域の中で安心して暮らせるよう支援します。

施策1 生涯を通じた健康づくり支援

具体的施策の内容		担当課
①母子保健対策の充実	安全な出産や乳幼児の健やかな発育に向け、妊娠・出産期の女性を対象とした健康診査，相談，指導体制等の充実を図ります。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康づくり事業 ●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） など 	健康増進課 健康増進課
②ライフステージに応じた健康の保持・増進	男性と女性それぞれの特有の病気や健康上の問題等について配慮し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、様々な不安やストレスを軽減するための相談等の充実を図ります。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージに応じた健康づくりの推進 ●栄養改善事業 など 	健康増進課 健康増進課

*3 メディア・リテラシー (media literacy)

情報メディアを主体的に読み解いて、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き活用する能力のこと。

③健康を脅かす問題 についての対策の推 進	覚醒剤，喫煙，飲酒等が健康へ及ぼす影響について情報提供を行います。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙予防啓発 ● 薬物乱用防止教室の開催 など	健康増進課 学校安全課

施策2 互いの性の理解と尊重

具体的施策の内容		担当課
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ ^{*4} についての啓発の充 実	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解を深めるため，講座や情報紙等による啓発の充実を図ります。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康づくり事業 など	健康増進課
②性や命を大切にす る教育の充実	家庭教育はもとより，学校教育や社会教育の中でも，いのちの尊さや人を思いやることの大切さなどを伝えていくとともに，自分自身を大切にし，相手の心身の健康についても思いやりをもった行動ができるよう，発達段階に応じた適切な性教育を実施します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● わたしの“いのち”メッセージ展の開催 ● 人権啓発ポスター・絵画展の開催 ● 性に関する指導の実施 ● 思春期ふれあい体験学習 など	人権センター 人権センター 学校安全課 学校安全課 健康増進課
③性に関する相談機 会や情報の提供	HIVや性感染症を予防するために必要な知識の提供や相談の充実を図ります。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● エイズ予防対策事業 ● 健康相談の推進 ● HIV・性感染症予防のための健康教室 など	保健総務課 健康増進課 保健総務課

*4 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (reproductive health/rights)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。その中心課題は，いつ何人子どもを産むか・産まないかを選ぶ自由，安全で満足のいく性生活，安全な妊娠・出産，子どもが健康に産まれ育つことなどであり，また，思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く議論されている。

施策3 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

具体的施策の内容		担当課
①高齢者への支援	高齢者が地域で生きがいを持って暮らせるよう、介護予防や社会参加を促進します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 ● 生きがい対策事業 など	住宅政策課 介護保険課
②障がいのある人への支援	障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、就業機会の拡大、生活支援や社会参加、健康づくりの支援を推進します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者雇用の啓発と促進 ● 障害者相談支援事業 ● 障害福祉サービス等の利用促進 ● 障害者地域生活支援事業 など	障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課
③ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、子育て支援とともに諸手当の支給や就業支援等を行います。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童扶養手当 ● ひとり親家庭の医療費助成 ● 母子家庭自立支援事業 ● 市営住宅優先入居 など	子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 住宅政策課
④生活困窮者への支援	生活困窮者の生活の安定と自立に向け、支援を行います。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立相談支援事業の実施 ● 住居確保給付金の給付 ● 就労準備支援事業の実施 ● 生活保護 など	生活支援課
⑤外国人への支援	外国人にとって暮らしやすい環境を整備するため、生活情報の提供や相談の充実を図るとともに、国際理解の推進に向け、交流イベントや語学教室等を開催します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際交流センターにおける情報サービスの提供 ● 国際交流センターにおける相談窓口の設置 ● 外国語教室（外国文化教室）の実施 ● 日本語教室の実施 ● 多様な広報媒体を活用した情報提供 など	秘書広報課 秘書広報課 秘書広報課 文化振興課 秘書広報課 人権センター

⑥相談体制の充実	地域の中で安心して生活できるよう，相談体制の充実を図ります。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいのまちづくり事業 ●障害者相談支援事業 ●総合相談支援業務（地域包括支援センターなど） ●精神保健福祉相談及び地区組織活動の育成及び支援 ●女性相談事業 ●人権相談の開催 など 	福祉保健課 障害福祉課 介護保険課 健康増進課 子育て支援課 人権センター 人権センター



性別にかかわらず，誰もが，その個性と能力を十分に
 発揮し，いきいき暮らせるまち KURE！

第3章 計画の数値目標

呉市では男女共同参画社会の実現に向けて、以下の指標について目標を掲げ、「くれ男女共同参画基本計画（第3次）」に基づき、各種事業を実施しています。

計画の進捗状況を把握するため、計画初年度の平成25年度から前半5年間（平成25年度～平成29年度）の達成状況を検証し、その結果を踏まえ、最終目標値の見直しを行いました。

I：男女共同参画についての意識づくりの推進

目標	方針	施策	指 標	計画初年度(H25)	現況値(H29)	目標値(H34)
I	1	1	「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性52.9% 女性62.2% (平成23)	男性57.8% 女性63.4% (平成28)	男性70% 女性75%
	1	1	「社会全体」で男女の地位が平等だと思う人の割合	男性23.3% 女性10% (平成23)	男性23.1% 女性10.9% (平成28)	男性35% 女性20%

II：社会活動や意思決定過程における男女共同参画の推進

目標	方針	施策	指 標	計画初年度(H25)	現況値(H29)	目標値(H34)
II	1	1	女性委員のいない審議会数	4	5	0
	1	1	審議会等委員に占める女性の割合	22.6%	22.5%	30%
	1	1	市の管理職に占める女性職員の割合	2.7%	2.3%	10%
	1	2	女性の管理職がいる事業所の割合	38.4%	41% (平成28)	50%
	2	1	女性の単位自治会長の割合	7.1%	7.8%	10%

III：男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり

目標	方針	施策	指 標	計画初年度(H25)	現況値(H29)	目標値(H34)
III	1	1	男性の育児休業取得率（市職員）	3.8%	0% (平成28)	10%
	1	1	【新】育児参加休暇取得率（市職員）	—	76.5% (平成28)	100%
	1	1	市職員の年次有給休暇取得日数	8日	8.23日 (平成28)	15日
	1	1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉を知っている割合	市民29.7% 企業91.3% (平成23)	市民42.4% 企業98.5% (平成28)	市民65% 企業100%
	1	2	家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	56.9% (平成23)	55.3% (平成28)	40%
	1	2	家庭生活で「育児（乳幼児の世話）」を主に妻だけが行う人の割合	73% (平成23)	78.7% (平成28)	60%
	1	3	地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9% (平成23)	31.7% (平成28)	40%
	2	2	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数（市内企業）	35社 (平成23)	92社 (平成28)	100社
	2	2	女性の労働力率（30～34歳）	64.8% (平成22)	68.6% (平成27)	80%
	2	2	男性の育児休業取得率（市内企業）	1.9%	1.6% (平成27)	5%

IV：男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり

目標	方針	施策	指 標	計画初年度(H25)	現況値(H29)	目標値(H34)
IV	1	2	配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思う人の割合	手でぶつ 73.5% 殴るふりをして 脅す 59.2% (平成23)	手でぶつ 79.0% 殴るふりをして 脅す 63.3% (平成28)	手でぶつ 100% 殴るふりをして 脅す 100%
	1	2	中学校・高等学校（高等専門学校、定時制を含む）等におけるデートDV防止に関する取組を行う割合	80%	81.8% (平成28)	100%

● 男女共同参画に関する国内外の動き（年表） ●

年	国際連合	国	呉市
1975 (昭和50)	●国際婦人年 ●国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	●「婦人問題企画推進本部」設置 ●「婦人問題企画推進会議」開催 ●「女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律」公布	
1976 (昭和51)	●「国連婦人の10年」開始(1976~1985年)	●育児休業法(特定職種育児休業法)施行 ●「民法」改正・施行(離婚後の姓の選択自由)	
1977 (昭和52)		●「国内行動計画」策定 ●「国立婦人教育会館」開館	
1979 (昭和54)	●「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)※発効(1981年)		
1980 (昭和55)	●「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
1981 (昭和56)	●ILO「男女労働者、特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約(第156号)」及び「同勧告」採択	●「民法」改正・施行(配偶者の相続分1/3⇒1/2へ引上げ)	
1985 (昭和60)	●「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ)「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●「国籍法」改正・施行(子の国籍:父系血統主義から父母両系主義へ) ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准 ●「労働者派遣法」公布	
1986 (昭和61)		●「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ●「国民年金法」改正・施行(サラリーマンの妻にも年金権確立)	
1987 (昭和62)		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1990 (平成2)	●国連婦人の地位委員会拡大会期 ●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (平成3)		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ●「育児休業法」公布	
1993 (平成5)	●世界人権会議(ウィーン)開催「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ●「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(国連第48回総会)	●「パートタイム労働法」公布・施行	
1994 (平成6)	●国際人口・開発会議(カイロ)開催「カイロ宣言」採択	●「男女共同参画」室設置 ●「男女共同参画審議会」設置(政令) ●「男女共同参画推進本部」設置(「男女共同参画社会」の用語に変更)	●教育委員会社会教育課に女性係設置 ●呉市女性行政推進会議(庁内組織)設置
1995 (平成7)	●第4回世界女性会議(北京)開催「北京宣言及び行動綱領」採択	●「ILO第156号条約」批准 ●「育児・介護休業法」改正	●「女性問題に関する市民意識調査」実施
1996 (平成8)		●「男女共同参画2000年プラン」策定	●呉市女性問題懇話会設置
1997 (平成9)		●「男女共同参画審議会」設置(法律) ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「労働基準法」改正・一部施行 ●「育児・介護休業法」改正 ●「介護保険法」公布	●呉市女性問題懇話会提言 ●呉市女性行政推進会議を呉市女性行動計画推進会議に改称

年度	国際連合	国	呉市
1998 (平成10)			●「男女共同参画プラン ともに奏でるあしたのくれ」策定
1999 (平成11)		●「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
2000 (平成12)	●国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催「成果文書」採択	●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 ●「男女共同参画基本計画」策定	
2001 (平成13)		●「男女共同参画会議」設置 ●「男女共同参画局」設置 ●「配偶者暴力防止法」公布・一部施行 ●「育児・介護休業法」改正・一部施行(育児休業の取得等を理由とする不利益取扱禁止等)	●市長部局企画調整課女性政策係設置(改組) ●呉市男女共同参画推進懇話会を設置 ●呉市男女共同参画推進会議(庁内組織)を設置 ●呉市男女共同参画推進懇話会提言 ●「くれ男女共同参画推進条例」公布・施行 ●呉市男女共同参画推進審議会を設置
2002 (平成14)		●「(改正)育児・介護休業法」全面施行(育児等を行う労働者の時間外労働の制限等)	●「呉市男女共同参画宣言都市」を宣言 ●呉市男女共同参画推進審議会提言 ●「くれ男女共同参画基本計画 ともに奏でるあしたのくれ」策定(実施期間：平成15～19年度)
2003 (平成15)		●「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行【平成27年3月までの時限立法】 ●「少子化社会対策基本法」公布・施行	
2004 (平成16)		●「配偶者暴力防止法」改正・施行(配偶者からの暴力の定義の拡大) ●「育児・介護休業法」改正(育児等休業取得対象者の拡大等)	
2005 (平成17)	●第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界関係級会合、ニューヨーク)「宣言文」採択	●「刑法」改正・施行(人身売買罪の新設) ●「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	●市民生活課男女共同参画係設置(改組)
2006 (平成18)		●「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大等)	
2007 (平成19)		●「パートタイム労働法」の改正 ●「配偶者暴力防止法」の改正・施行 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●呉市男女共同参画推進審議会答申 ●「くれ男女共同参画基本計画(第2次)ともに奏でるあしたのくれ」策定(実施期間：平成20～24年度)
2008 (平成20)		●「(改正)パートタイム労働法」施行 ●「次世代育成支援対策推進法」改正 ●「DV相談ナビ」の開設	●人権センターに男女共同参画担当設置(改組)
2009 (平成21)		●「育児・介護休業法」改正	
2010 (平成22)		●「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	
2011 (平成23)			●「呉市男女共同参画市民アンケート調査」実施
2012 (平成24)		●「(改正)育児・介護休業法」施行(100人以下の企業も対象)	●呉市男女共同参画推進審議会答申 ●「くれ男女共同参画基本計画(第3次)ともに奏でるあしたのくれ」策定(実施期間：平成25～34年度)

年度	国 際 連 合	国	呉 市
2013 (平成25)		<ul style="list-style-type: none"> ●「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる ●「配偶者暴力防止法」改正 ●「ストーカー規制法」改正・施行 	
2014 (平成26)		<ul style="list-style-type: none"> ●「日本再興戦略」改定2014に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる ●「(改正)配偶者暴力防止法」施行 ●「次世代育成支援対策推進法」改正 ●「パートタイム労働法」改正 ●「ストーカー規制法」改正・施行 	
2015 (平成27)		<ul style="list-style-type: none"> ●「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行 ●「(改正)パートタイム労働法」施行 ●「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ●「女性活躍推進法」公布・施行 ●「男女共同参画基本計画(第4次)」策定 	
2016 (平成28)		<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●「呉市男女共同参画市民アンケート調査」実施
2017 (平成29)			<ul style="list-style-type: none"> ●呉市男女共同参画推進審議会答申(予定) ●「くれ男女共同参画基本計画(第3次)」改定(予定) (期間：平成30～34年度)

くれ男女共同参画基本計画（第3次）
改定版

～ともに奏でる あしたのくれ～

発行日／平成30年3月

発行／呉市 市民部 人権センター

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

TEL(0823)25-3476 FAX(0823)26-6267

E-mail:zinken@city.kure.lg.jp
